

令和元年度愛知県特定鳥獣保護管理検討会（第1回）

日時：令和元年7月9日（火）

場所：愛知県西庁舎 2階 第11会議室

（1） 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理）に基づく捕獲目標頭数の設定等について

（委員）

狩猟免許所持者数に比べて、狩猟者登録者数が少ないのはなぜか。

（事務局）

狩猟はせずに、市町村の有害捕獲に従事している人も多いためである。

（委員）

指定猟法禁止区域とは何か。

（事務局）

イノシシの捕獲によるCSFウイルスの拡散を防ぐため、その他鳥獣を含め、銃猟とわな猟を禁止した。なお、有害鳥獣捕獲は認めている。

（委員）

狩猟免許取得数に対して狩猟者登録が少ないのは、有害捕獲が多いのが原因である。また、CSFがイノシシから豚に感染した証拠はなく、捕獲規制は無意味であると思う。

（事務局）

確かに、イノシシから豚に感染した事例は確認されておらず、感染経路は様々な説がある。県としては、ウイルスの拡散を防ぐため、ワクチン散布等の対策を行っていく。

（委員）

狩猟ではなく有害捕獲が多いうえに、今回のように狩猟自体を禁止にすると、狩猟税収入がなくなり、県の財源がなくなるのでは。

（委員）

渥美半島のイノシシの最大推定個体数は740頭、毎年500頭捕っているとのことだが、あと240頭捕れば、根絶できるのか。そこまで簡単な問題ではない気がする。

（事務局）

740頭は推定個体数であるため、実際の個体数はもっと多い可能性もある。

（委員）

数値目標があると、目標捕獲頭数を達成したら終わってしまうという懸念がある。

（事務局）

イノシシの場合、幼獣の捕獲では個体数が減らないという生態があるので、数字にこだわって幼獣で数を稼ぐのではなく、質を確認しながら捕ることとする。

(委員)

最大推定個体数については、全国値の按分ではなく、ベイズ法で算出できないか。

(事務局)

検討する。

(委員)

江戸時代に対馬でイノシシを根絶した例もあり、渥美半島での根絶は不可能ではないと思うが、様々な技術的・予算的な問題もあるため、最低でも10～15年くらいかかるのでは。

(事務局)

捕獲については、有識者の助言も踏まえながら、様々な調査とモニタリングを同時に進めていく。根絶については、問題点も承知しているが、強い意気込みで実施していきたい。

(委員)

今回のような事例では、研究者、科学者の関与が必要不可欠である。奄美大島のマングース対策の際は、環境省が研究者の活動成果を活かすような土台を構築し、体制を維持できたため、根絶成功間近まで持ってくることができた。

今回も、そのような体制を県が構築し、根絶まで維持できるかどうかにかかっている。

(委員)

イノシシの特定計画については、新しくCSF対策という問題も出てきたため、その内容を次期特定計画の中に位置づけた方がいいと思われる。

(委員)

捕獲する個体数を増やす判断をしたならば、計画を組み替え、市町村に対しても、基本的な考え方は示さないといけない。中間の見直しができないのであれば、計画の枠の中で、毎年の捕獲数を柔軟に設定してはどうか。

(事務局)

特定計画の中では、もともと当面の間1万頭程度を目安に、毎年度、市町村実施計画の中で農業被害等の状況を踏まえて、目標頭数を設定している。今年度、CSFが原因ではあるが、各市町村でも計画の見直しを考えている。市町村計画の見直しを踏まえ、今年度については、5千頭を上積みした、1万5千頭を目標に捕獲を強力に進めていく。

(委員)

1万5千頭捕獲を実現できる可能性はあるのか。

(事務局)

交付金や有害捕獲の補助金等を活用し、捕獲数を何とか増やしていきたい。

(委員)

狩猟者をどうやって増やすのか。

(事務局)

担い手の部分については、狩猟免許試験の回数を増やすとともに、技術経験を教える初心者向け講習会を新たに開催したいと考えている。

(委員)

銃の狩猟免許所持者は増えているが、銃の所持許可が下りないと聞いており、銃猟の担い手育成から喫緊の課題であると感じている。

(座長)

来年度の計画に向け、議論すべきことが多いと思うが、CSF対策の位置づけは難しいかもしれない。講習会の準備は進めているのか。

(事務局)

講習会については、猟友会と協力・連携し、進めていきたい。

(座長)

イノシシの生息数の推定については、多少の見直しが必要であると思う。